

児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の手続きについて

児童扶養手当の受給開始から5年を経過する等の要件※に該当している方は、毎年児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届の手続きが必要です。

**令和7年8月の児童扶養手当現況届受付の際に一部支給停止適用除外事由届出の
手続きもありますので、事前に該当する書類のご用意をお願いします。**

令和7年度児童扶養手当現況届のご案内は7月下旬ごろの送付を予定しています。

届出がないと児童扶養手当が減額されます。下記の申請期間内に申請をお願いいたします。

オンライン申請期間：令和7年8月1日～令和7年8月31日

窓口申請期間：令和7年8月1日～令和7年8月15日（平日のみ）

8：30～11：30 13：00～16：30

提出書類： 下記の①～⑩の項目にあてはまるいずれかの書類
(①～⑩の項目にあてはまらない場合はご相談下さい。)

※オンラインにて申請する方は窓口への提出不要ですが、原本は5年間大切に保管してください。

就労している場合（お仕事を複数されている場合はいずれか1つで受付可）

(A) 会社やお店などに雇用されている場合 **[①・②・③のいずれかを提出]**

① 社会保険証(資格確認書)を持っている ⇒ **[提出書類] 社会保険証又は資格確認書のコピー**

※受付日時時点で有効な社会保険証（本人が被保険者） ※任意継続の保険証は受付不可
※マイナ保険証のみをお持ちの方は、マイナポータルから保険証情報（PDFファイル形式）を印刷
したものを提出ください。

② 直近3か月（令和7年6月～8月）に就労した分の給料支払明細書がある

⇒ **[提出書類] 直近3か月（6月～8月）の給料支払明細書のうちいずれか1枚**

※直近3か月の就労の確認が必要のため5月以前の給料支払明細書は不可
※本人氏名・事業所名・金額・何月分かが分かるものであれば受付可
※手書きの明細書の場合、事業所印の押印がなければ受付不可

③ 上記の社会保険証や給与明細書がない場合

⇒ **[提出書類] 別紙の雇用証明書（様式3の枠内）**

※直近3か月（令和7年6月～8月）の期間に雇用されていれば受付可
※事業所印が押されていない場合や個人印の場合は受付不可

(B) ④ 自営業の場合

⇒ **[提出書類] 別紙の自営業従事申告書（様式4の枠内）
かつ 売上帳簿・仕入納品書・委託業務契約書などのコピー**

※直近3か月（令和7年6月～8月）の期間に自営業をしていれば受付可
※営業していることが分かる書類が必要です。書類のコピー提出をお願いします。

求職活動をしている、または就職のための学校に通っている

⑤就職面接を受けた ⇒ **[提出書類] 別紙の採用選考証明書（様式5の枠内）**

※直近3か月（令和7年6月～8月）の間に就職面接を受けていれば受付可

⑥ハローワークなどを利用して求職活動中である

⇒ **[提出書類] 別紙の求職活動支援機関等利用証明書（様式6の枠内）**

※直近3か月（令和7年6月～8月）の期間に公共職業安定所等への求職登録等が

有効であることに加え、実際に行った求職活動の年月日が**2つ以上**記入されていれば受付可

⑦就職するための資格の学校や専門学校などに通っている

⇒ **[提出書類] 学校の在学証明書もしくは、学生証**

※直近3か月（令和7年6月～8月）の間に在学していれば受付可

※学校の代表者印（学校長等）の押印、在学期間の記載が必要

⑧身体上又は精神上的の障がいがあり就業することが困難である場合

⇒ **[提出書類] 以下の書類のうちいずれか**

- ・身体障がい者手帳（1, 2, 3級）のコピー
- ・療育手帳（A1, A2）のコピー
- ・精神障がい者保健福祉手帳（1, 2級）のコピー

⑨負傷又は疾病等により就業することが困難である場合

⇒ **[提出書類] 以下の書類のうちいずれか**

または 別紙の診断書（様式7の枠内）

- ・特定疾患医療受給者証のコピー
- ・特定医療費（指定難病）受給者証のコピー
- ・特定疾病療養受療証のコピー

※診断書の場合、直近3か月（令和7年6月～8月）の期間の日付で作成されたものであれば受付可

⑩親族の介護により就業することが困難である場合

⇒ 状況を確認して必要な書類をご案内します。事前にお問い合わせください。

※児童扶養手当の支給開始から5年を経過する等の要件とは

①支給開始月の初日から5年経過したとき

②児童扶養手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年経過したとき

①、②のいずれか早い方に該当した際は一部支給停止適用除外事由届の提出が必要です。

ただし、手当の認定請求（額改定請求を含む）をした日において3歳未満の児童を監護する場合は、この児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときになります。